

報告 がん対策基本法の成立と 地域がん登録事業の今後に向けて

田中 英夫
大阪府立成人病センター調査部

1. はじめに

がん対策基本法は、今年の4月に出された民主党案と5月に出された与党案が一体化され、平成18年6月16日、いわゆる議員立法の形で成立した。民主党の法案に盛り込まれていた「がん登録制度」の明記が最終案では削られてしまったが、6月15日の参議院厚生労働委員会で同法案に関して19項目から成る附帯決議がなされ、その第16として、「(政府は)がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報の保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。」とされた。本稿では今回の基本法の中で地域がん登録の整備のための取り組みがどう位置付けられたかを把握し、その問題点を指

賛助団体 (敬称略、順不同)

(財)日本対がん協会	(財)大阪対ガン協会
明治安田生命保険相互会社	第一生命保険相互会社
アメリカンファミリー生命保険会社	
(財)大同生命厚生事業団	
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レリオ株式会社	中外製薬株式会社(大阪)
伏見製薬株式会社	大鵬薬品工業株式会社
ワイス株式会社	堀井薬品工業株式会社
大塚製薬株式会社	シェリング・プラウ株式会社
中外製薬株式会社(本社)	ノバルティスファーマ株式会社
ファイザー株式会社	大日本住友製薬株式会社
アムジェン株式会社	株式会社ヤクルト本社
グラクソ・スミスクライン株式会社	
株式会社ウイッツ	

摘した上で同事業を担う方々や関連する研究班の基本法成立後の役割について提案したい。

2. 基本法の中の地域がん登録

がん対策基本法では対策の柱が12条から18条に明記されており、これらの対策は政府が策定するがん対策推進基本計画の中で定義され(同9条1項)その具体的な目標と達成時期が設定されることになる(同

9条2項)(図を参照)。6月9日衆議院厚生労働委員会で川崎厚生労働大臣は、第17条2項「...がんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組み」には、

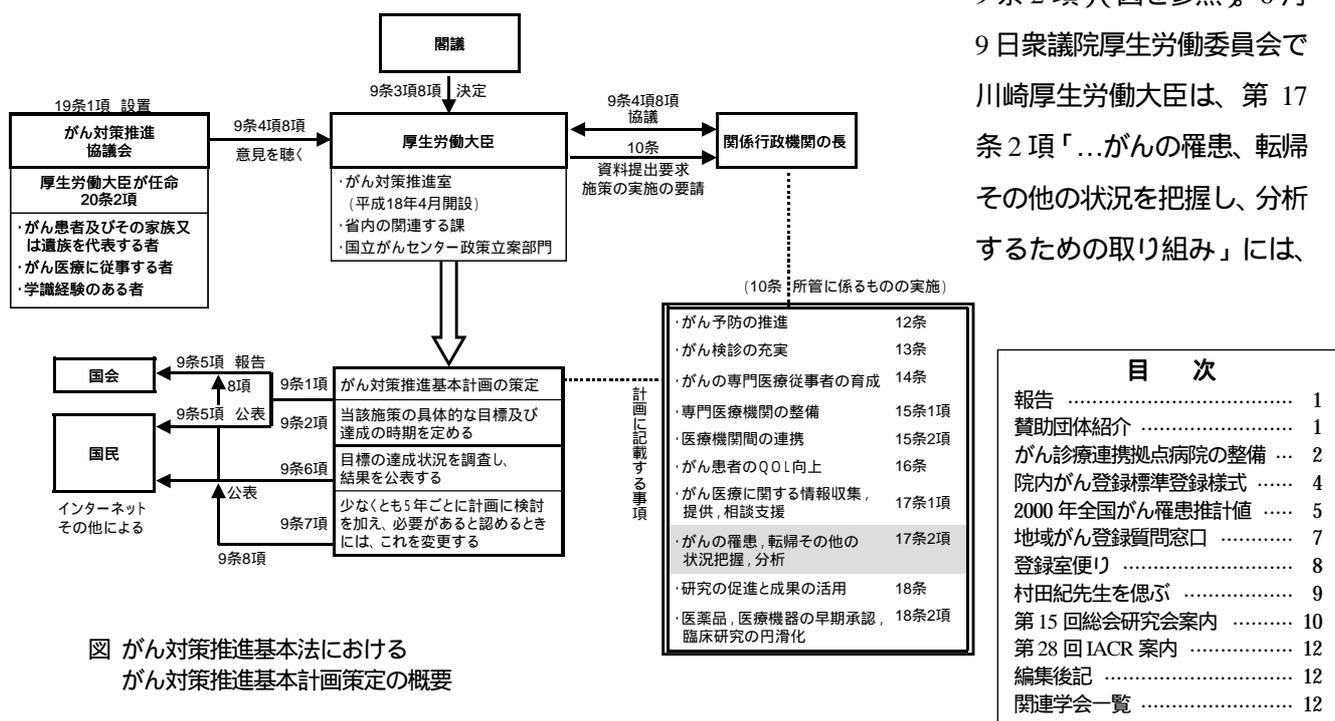


図 がん対策推進基本法における
がん対策推進基本計画策定の概要

地域がん登録事業が含まれる、と答弁したことから、基本法においては、同事業の整備に関する事項は(まずは)がん対策推進基本計画の中で取り扱われることになるものと思われる。

3. その問題点

そもそも地域がん登録資料は、第12条から18条の計画の策定、および達成状況の調査(9条6項)、5年ごとの計画の検討・変更(9条7項)の作業に不可欠の情報インフラである。例えば、がんの専門医療従事者の育成(14条)のための計画策定の際、地域ごとのがんの罹患数や将来予測数がわからなければ、必要とする従事者の算定ができないため、的確な計画が立案できるはずがない。地域がん登録事業の整備が総花的に盛り込まれたがん対策推進基本計画の中の一項目に過ぎないという位置付けに止まる限り、本法の目指す個々の対策の実現は、危ういものになると予測せざるを得ない。加えて、精度の高いがん登録を医師・医療機関の篤志的協力の下に実現することは諸外国の例からも不可能であることは明白であり、この状況でいくら計画を策定したところで、附帯決議16が言う「登録精度の向上」は難しいであろう。

4. 提案

このような悲観的見通しを回避し、基本法の理念を真に実現に向かわしめるためには、附帯決議16が言う「所要の措置」が何であるかを特定し、その措置を早急に「講ずること」が肝要であると考え。その内容は、地域がん登録事業そのものに法的安定性を持たせること、事業にあたる国と都道府県の役割と連携のあり方を法的に明確化すること、届出を義務化すること、これらの事項を含む事業推進のための法律を制定すること、が含まれる必要があると考える。

以上の認識に立ち、地域がん登録事業を担う方々および関連する研究班に所属する研究者の方々に次の4点を提案したい。

第1に、平成24年(基本法施行後5年)までのわが国の地域がん登録事業のあるべき姿、到達目標を示

していただきたい。

第2に、あるべき姿を実現するための制度の青写真および平成24年までのロードマップを示していただきたい。

第3に、制度の青写真を実現するための財政措置の規模と法律案の中身について、関連の研究班等が協力し合い、できれば複数のオプションで提示していただきたい。これらの成果物は附帯決議16の「法案成立後、検討を行い」に必ず有用となるはずである。

第4に、国民、とりわけがん患者とその家族に対して、シンポジウム等の開催などを通じて地域がん登録事業についてわかりやすく広報し、基本法の理念の実現のためになぜ同事業の整備が早急に必要なのかを説明する機会を設けていただきたい。

がん診療連携拠点病院の整備について

佐々木 健
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

今日のがん対策は、平成16年度から開始された「第3次対がん10か年総合戦略」に基づいて各種施策を推進しているところです。この「第3次対がん10か年総合戦略」においては、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるようがん医療の「均てん化」を図ることを戦略目標の1つとして掲げ、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を設置し、がん医療の地域格差の要因などについて検討が行われ、昨年4月に具体的な是正方策について提言が出されたところです。

この提言を踏まえ、地域がん診療拠点病院の機能の充実・強化や診療連携体制の確保などの推進を目指し、昨年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方検討会」を設置して指定要件の見直し等について検討を進めてきたところであり、今年2月に新たな整備指針として「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を通知しました(健発第0201004号)。